

# 社団法人 愛媛県栄養士会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人愛媛県栄養士会（以下「本会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を愛媛県松山市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、県民の栄養改善及び健康増進に関する調査研究及び知識の普及を行い、併せて栄養士の資質の向上を図り、もって県民の福祉の増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県民の栄養改善及び健康増進に関する調査研究及び知識の普及
- (2) 県民の栄養改善及び健康増進に関する講習会及び研修会の開催
- (3) 優良栄養士の顕彰
- (4) 県民の栄養改善及び健康増進に関する刊行物の発行
- (5) その他必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

県内に勤務し、又は住所を有する栄養士であって、第3条の目的に賛同して入会したもの。

(2) 賛助会員

第3条の目的に賛同する個人又は団体であって、理事会の承認を得たもの。

(会 費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、総会において定める入会金を添えて、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は摘職したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。ただし、当該除名の議決の前はその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は第3条の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役 員 等

(役員の種類)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 2 人
- (3) 常 任 理 事 若 干 人
- (4) 理 事 15 人以上20 人以内  
(会長、副会長及び常任理事を含む)
- (5) 監 事 2 人

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 3 常任理事は、会長が理事のうちから、理事会の同意を得て、任命する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員 の職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条の職務を行う。

(役員 の任期)

第14条 役員 の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員 の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員 は再任されることができる。

3 役員 は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の解任)

第15条 役員 に、役員 としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問及び参与)

第16条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱し、又は任命する。

3 顧問及び参与は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じるほか、総会または理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、正会員又は理事でない者は、議決にかかわる権利を有しない。

(職員)

第17条 本会は、その事務を処理するため、職員若干人を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 その他職員に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

## 第4章 会 議

(種 別)

第18条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(召 集)

第22条 会議は、会長が召集する。

2 総会を召集するためには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第24条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 会議の議事は、この定款に別記規定するもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任する事ができる。

この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員(書面表決者及び表決委任者を含む。)の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事(書面表決者および表決委任者を含む。)の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した構成員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、年度開始前に総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、予算の成立の日までの間は、前年度の予算の例により収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第32条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 支部及び職域協議会

(支部)

第34条 本会に次の支部を置く。

- (1) 西条支部
- (2) 今治支部
- (3) 松山支部
- (4) 八幡浜支部
- (5) 宇和島支部

2 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

(職域協議会)

第35条 本会に、職務的専門知識を活用することにより、第4条に規定する事業を効果的に推進するため、別に定める職域ごとに職域協議会を置く。

2 職域協議会の設置及び運営に関する規定は、

理事会の議決を経て、会長が定める。

5 平成10年 8月21日一部改正。

## 第7章 定款の変更 及び 解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、愛媛県知事の許可を得て本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑 則

(委 任)

第38条 この定款の施行に関し必要な事項は会長が理事会の議決を経て定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この定款は、愛媛県知事の設定許可のあった日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第12条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この定款の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和62年3月31日までとする。

(設立初年度の事業計画及び予算)

3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第31条第1項の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び予算書のとおりとする。

(設立当初の会計年度)

4 本会の設立当初の会計年度は第33条の規定にかかわらず、施行日から昭和61年3月31日までとする。

(一部変更)